

## 高病原性鳥インフルエンザ防疫対策の再徹底 (重点対策期間です)

※10月から翌年5月までは警戒を強化、特に11月から1月までは重点対策期間

今シーズン発生した4事例のうち、3事例が過去に発生した農場です。  
中央家保管内は直近で2年連続発生しており、他の地域に比べ、発生リスクの高い地域です。

**不備な項目は改善をお願いします(飼養衛生管理基準再点検)!**

- 適切な車両消毒、手指消毒
- 鶏舎ごとの専用長靴の使用  
スノコなどで、専用長靴と外靴の動線とは、交差させない
- 鶏舎への塵埃(じんあい)侵入防止  
鶏舎周辺の消毒  
鶏舎開口部のフィルター・不織布<隙間対策>や細霧装置の設置
- 鶏卵、鶏ふんの搬出口に覆い(シャッター、金網、柵など)<隙間対策>
- 野鳥や動物の侵入防止  
壁、ネットの点検および破損修繕、鶏舎周辺の除草、  
害虫やねずみの駆除(特に糞を検出農家は対策を徹底)など
- カラス・野鳥の誘引防止  
ため池の忌避テープ張り、水抜き など

農水省HPより、  
確認できます



ウイルスに汚染された粉塵、羽毛等(塵埃)によるウイルス伝播リスク低減のため飼養規模が20万羽を超える大規模所有者は以下のような取組みを行うよう飼養衛生管理基準が改訂されています(令和8年10月1日施行)。

フィルター・不織布、細霧装置の設置、入気口の一部閉鎖 など  
鶏舎周辺にはウイルスが潜んでいることを前提にした対策を!

**家さんの異常に気づいたら、すぐに家畜保健衛生所へ連絡してください(連続発生を防ぐ)!**

岐阜県中央家畜保健衛生所

〒501-1112 岐阜市柳戸1-1 E-mail : c24502@pref.gifu.lg.jp

TEL : 058-201-0530 FAX : 058-201-0531

(時間外・夜間・休日) 090-7024-5269

